

公告第 26-07 号
2026 年 9 月 11 日

被 保 険 者 各 位

東和薬品健康保険組合
理事長 今 井 康 介
(公印省略)

東和薬品健康保険組合の「高額療養費支給手続規程」を一部変更いたしましたので、お知らせします。

施行日 令和 8 年 8 月 1 日

11. 高額療養費支給手続規程

新旧対照表

新	旧
(目 的) 第1条 この規程は施行規則第109条、 <u>109条の2、109条の2の2の2</u> に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給 手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事 業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬 明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関に より請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書 にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を 組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にか かるものについては、当該申請書を組合で受領したとき において、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負 担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶 養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第4 2条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額 療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高 額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて健 康保険法施行令第41条第1項第1号イからへに掲げる 額を把握している場合に限るものとする。	(目 的) 第1条 この規程は施行規則第109条、109条の2 に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給 手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事 業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬 明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関に より請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書 にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を 組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にか かるものについては、当該申請書を組合で受領したとき において、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負 担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶 養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第4 2条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額 療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高 額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外 来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。